

平成 2 7 年度

第 1 回 松山圏域活性化戦略会議

議 案 書

議案第 1 号

松山圏域活性化戦略会議規約の制定について

松山圏域活性化戦略会議規約の制定について、「松山圏域活性化戦略会議規約」のとおり定める。

平成 27 年 8 月 28 日提出

松山圏域活性化戦略会議事務局

## 松山圏域活性化戦略会議 規約

### (名称及び目的)

第1条 この会議は、松山圏域活性化戦略会議（以下「戦略会議」という。）と称し、松山圏域（松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町及び砥部町の区域をいう。以下同じ。）の産学官民が経済、福祉等の幅広い分野で連携することにより、圏域住民の暮らしと経済を守るとともに、圏域の一体的かつ持続的な発展を図り、もって魅力ある都市圏を形成することを目的とする。

### (内容)

第2条 戦略会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について調査し、検討し、及び実施するものとする。

- (1) 松山圏域の都市圏ビジョンの策定に関すること。
- (2) 松山圏域の都市圏ビジョンの推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第3条 戦略会議は、次に掲げる関係団体の構成員を委員として組織する。

- (1) 松山圏域連携協議会
  - (2) 戦略会議の目的及び活動の趣旨に賛同する団体等
- 2 戦略会議の委員は、関係団体から選出された者をもって充てる。

### (会長及び副会長)

第4条 戦略会議に会長及び副会長1人を置き、会長は松山市長をもって充て、副会長は委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、戦略会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (戦略会議)

第5条 戦略会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 戦略会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、戦略会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 4 戦略会議は、公開する。ただし、会長が必要と認めるときは、戦略会議に諮って非公開とすることができる。

(専門委員会)

第6条 戦略会議は、特定の分野に関する調査研究及び事業の推進の検討を行うため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、松山圏域に存する市町、経済団体、大学、金融機関、医療関係団体、福祉関係団体、観光関係団体、民間団体等の職員その他の構成員を委員として構成する。
- 3 専門委員会に委員長を置き、専門委員会の委員のうちから会長が指名する。
- 4 専門委員会の招集は、委員長が行うものとする。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門委員会の委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 戦略会議の事務局は、松山市総合政策部企画戦略課に置く。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、戦略会議の運営に関し必要な事項は、会長が戦略会議に諮って定めるものとする。

付 則

この規約は、平成27年8月28日から施行する。

松山圏域活性化戦略会議名簿(委員)

分野	市町名	組織・団体	役職等	氏名
1	松山市	松山商工会議所	会頭	森田 浩治
2	松山市	北条商工会	会長	萩山 陽右
3	松山市	中島商工会	会長	石橋 博
4	伊予市	伊予商工会議所	会頭	藤村 泰雄
5	東温市	東温市商工会	会長	越智 俊充
6	久万高原町	久万高原町商工会	会長	大野 正志
7	松前町	松前町商工会	会長	三好 茂
8	砥部町	砥部町商工会	会長	大西 光
9	松山市	えひめ中央農業協同組合	代表理事理事長	菅野 幸雄
10	松山市	松山市農業協同組合	代表理事組合長	森 映一
11	松山市	松山流域森林組合	代表理事組合長	鈴木 一幸
12	伊予市	伊予森林組合	代表理事組合長	西田 義晴
13	久万高原町	久万広域森林組合	組合長	大野 護
14	砥部町	砥部町森林組合	代表理事組合長	向井 正博
15	松山市	国立大学法人 愛媛大学	学長	大橋 裕一
16	松山市	学校法人 松山大学	学長	村上 宏之
17	松山市	松山東雲女子大学	学長	棟方 信彦
18	松山市	聖カタリナ大学	学長	ホビノ・サンミゲル
19	砥部町	愛媛県立医療技術大学	学長	橋本 公二
20	松山市	株式会社 伊予銀行	頭取	大塚 岩男
21	松山市	株式会社 愛媛銀行	頭取	本田 元広
22	松山市	愛媛信用金庫	理事長	弓山 慎也
23	松山市	一般社団法人 松山市医師会	会長	村上 博
24	東温市	一般社団法人 東温市医師会	会長	八木 拓
25	久万高原町	一般社団法人 上浮穴郡医師会	会長	豊田 茂樹
26	松前町	一般社団法人 伊予医師会	会長	河辺 憲郎
27	松山市	社会福祉法人 松山市社会福祉協議会	会長	村上 博
28	伊予市	社会福祉法人 伊予市社会福祉協議会	会長	上本 昌幸
29	東温市	社会福祉法人 東温市社会福祉協議会	会長	藤原 弘
30	久万高原町	社会福祉法人 久万高原町社会福祉協議会	会長	森永 進
31	松前町	社会福祉法人 松前町社会福祉協議会	会長	喜安 光男
32	砥部町	社会福祉法人 砥部町社会福祉協議会	会長	佐野 弘明
33	松山市	四国旅客鉄道 株式会社	愛媛企画部部長	窪 仁志
34	松山市	伊予鉄道 株式会社	代表取締役社長	清水 一郎
35	松山市	公益財団法人 松山観光コンベンション協会	会長	関谷 勝嗣
36	伊予市	伊予市観光協会	会長	西岡 義雄
37	東温市	東温市観光物産協会	会長	越智 俊充
38	久万高原町	久万高原町観光協会	会長	二宮 悟郎
39	砥部町	砥部町観光協会	会長	泉本 明英
40	行政	松山市	市長	野志 克仁
41		伊予市	市長	武智 邦典
42		東温市	市長	高須賀 功
43		久万高原町	町長	高野 宗城
44		松前町	町長	白石 勝也
45	砥部町	町長	佐川 秀紀	
オブザーバー		愛媛県中予地方局	地方局長	藤井 晃一

選任第 1 号

副会長の選任について

副会長の選任について、松山圏域活性化戦略会議規約第 4 条の規定に基づき、副会長を次のとおり選任する。

平成 27 年 8 月 28 日提出

松山圏域活性化戦略会議

会 長 野 志 克 仁

副会長	森田 浩治
-----	-------